

ピアザ淡海利活用事業事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ピアザ淡海利活用事業における事業者公募にかかる優先交渉権者の選定について、公正かつ適正な審査を実施するため、「ピアザ淡海利活用事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 公募要領および選定基準の制定に対する意見に関すること
- (2) 優先交渉権者の選定に関すること
- (3) その他委員会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は7名以内とし、次に掲げる者のうちからピアザ淡海あり方検討会議委員長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) ピアザ淡海を区分所有する団体に所属する者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、ピアザ淡海利活用事業を実施しようとする民間事業者に対し援助、助言等を行ってはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、ピアザ淡海あり方検討会議事務局（滋賀県総務事務・厚生課）において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。